

随意契約を締結した場合の公表様式

(令和8年度)

No.	物品等又は役務の 名称及び数量	随意契約担当部課の 名称及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によること とした理由	その他の必要な事項 (備考)
1	ナースコール用UPSバッテリー 交換作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年5月27日	アイホン株式会社 埼玉県さいたま市大宮区下町1-8-1 大宮下町一丁目ビル六階	¥3,216,730	当該契約業者は、当院のナースコール設備の保守業者であり、当該設備に必要な技術・能力を有する唯一の業者であることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	制気口清掃作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年5月15日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	¥2,365,000	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当該設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
3	防火設備定期検査	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年5月21日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	¥3,630,000	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当該設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
4	4階救急病棟天井内蒸気ブロー 配管の修繕工事	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年5月20日	日本ファシリオ株式会社 東京都港区北青山2-12-28 青山ビル	¥2,860,000	当該契約業者は、当院の衛生設備を施工した業者であり、当院の衛生設備について熟知しているため、迅速かつ円滑な業務の実施が期待できることから契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
5	5階給湯循環ユニット給湯・蒸 気バルブ交換作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年5月20日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	¥2,420,000	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当該設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
6	B1階機械室内地冷冷水系統配管 保温材補修作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年6月11日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	¥2,420,000	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当該設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
7	ファンコイルユニット内部洗浄 作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年6月17日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	¥2,475,000	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当院設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

8	非常用発電機D点検整備作業	さいたま赤十字病院 施設課 埼玉県さいたま市中央区新都心1-5	令和8年6月26日	日本空調サービス株式会社 東京都江東区潮見2-1-7	¥42,900,000	当該業者は、当院の施設総合管理業務を行っており、当院設備についても熟知し、円滑な業務の実施が期待できることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため。 (日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
---	---------------	------------------------------------	-----------	-------------------------------	-------------	--	--

備考

- (1) 公表対象の随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価又は予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び 契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
- (2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。
- (3) 随意契約によることとした理由については、単に根拠条文を引用するのみでなく、具体的理由を簡潔に記載する。